

サービス・イノベーション人材育成推進プログラム面接審査要項(案)

(目的)

「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム」における優れた取組を選定するため、サービス・イノベーション人材育成推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、面接審査を実施するものとする。

(面接審査の進め方)

1. 時間の配分

取組代表者等からプロジェクトについての説明 8分
質疑応答 17分 合計25分

2. 説明者

プロジェクトの説明は、取組代表者や取組担当者等、申請するプロジェクトの内容に責任を持って対応できる者が行う。
申請者側の出席者は、5名以内。

3. 説明

プロジェクトの説明については、申請書を基に口頭で説明する(パワーポイント等のプレゼンテーションソフト、OHP、DVD、ビデオ等の使用は認めない)。

(面接審査にあたっての留意事項)

質疑応答は、申請者側の説明(8分)が終了してから行う。

質疑応答では、時間的都合から、不明な点や更に明確にする必要があると思われる点等を簡潔に質問することとし、申請書に記載されている内容を改めて質問することは避ける。

質疑応答では、推進委員会からプロジェクトに対し意見(評価)を述べることはしない。

質疑応答は、「サービス・イノベーション人材育成推進プログラム審査要項」「審査方針」に留意して行う。

申請者側の説明時間(8分)と質疑応答時間(17分)は厳守することとし、仮に申請者側の説明が10分以内で終了した場合でも、残り時間を質疑応答の時間に加えることはしない。

(サービス・イノベーション人材育成推進プログラム評価書(面接審査用)の作成)

「評価所見」の欄には、特記すべき事項があれば記述する。

「評価」の欄には面接審査の結果を踏まえ、該当する番号に印を付す。

「総合的な評価所見」の欄には、面接審査結果を踏まえ、プロジェクトに対する評価を記述する。